

子ども・子育て支援事業計画における 教育・保育提供区域の設定について

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしている。

1. 教育・保育提供区域の考え方

- (1) 地理的条件、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための整備状況その他の条件を勘案したものであること。
- (2) 地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となる。
- (3) 地域子ども・子育て支援事業と共通の区域設定とすることが基本となるが、実態に応じて区分又は事業ごとに設定することができる。

2. 教育・保育提供区域の例

- (1) 中野区全体（1 区域）
- (2) すこやか福祉センター所管区域（4 区分）
地域子育て支援拠点事業を実施するすこやか福祉センターを中心とした区域
- (3) その他の国の基本指針に例示されている区域
小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等

3. 区域図

資料 3－2 のとおり

※すこやか福祉センター所管区域

4. 教育・保育施設、地域型保育事業等の整備状況

資料 3－3 のとおり

※すこやか福祉センター所管区域

5. 参考

資料 3－4 子ども・子育て支援法に基づく基本指針抜粋